

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年8月7日

大 豊 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4号で準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、第8条第4項で準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				庵谷、梶ヶ内、葛原、粟生、黒石、上東、西川、川口、大久保、大平、谷、中屋、怒田、東土居、桃原、日浦、和田、中村大王、津家、馬瀬、小川	無	令和2年度～令和6年度	大豊ゆとりファーム活動組織
	○			穴内、中村大王	無	令和2年度～令和6年度	穴内一区集落協定
	○			西久保	無	令和2年度～令和6年度	西久保集落協定
	○			永淵、柳野	無	令和2年度～令和6年度	永淵集落協定
	○			庵谷、梶ヶ内、葛原、粟生、黒石、上東、西川、川口、大久保、大平、谷、中屋、怒田、東土居、桃原、日浦、和田、中村大王、津家、馬瀬、小川	無	令和2年度～令和6年度	大豊ゆとりファーム集落協定
	○			西峰、佐賀山、八畝、西土居、西川、立野	無	令和2年度～令和6年度	蔭集落協定
	○			大平、川井、大滝、中内、怒田、南大王、立野	無	令和2年度～令和6年度	東豊永集落協定